

「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」実施要領

危機管理防災部危機管理課

1 目的

この要領は、地域の防災・災害救援活動等を実施する地域防災サポート企業・事業所登録制度について必要な事項を定めることを目的とする。

2 制度の概要

企業・事業所（以下「企業等」という。）が、地震等の大規模災害時に埼玉県内の地域と連携して、防災・救援活動等を実施するとともに、県はその企業等を登録して県内外に広く紹介することにより、企業等の地域貢献の寄与及び地域防災力の向上を図る。

3 登録方法等

- (1) 登録方法
企業等からの応募により行う。
- (2) 応募対象
埼玉県内外に所在するすべての企業等
- (3) 応募内容
別紙地域防災サポートメニューに掲げた活動を実施する。
- (4) 応募方法
企業等が可能な、地域防災サポートメニューを記載した登録申請書を県に提出する。
- (5) 登録後の活動
 - ア 企業等は、登録した内容等を記載したリスト（以下「リスト」という。）を、県が市町村等に提供することを承諾するものとする。
 - イ 県は、リストを市町村等に提供し、地域と企業等とで防災協定等を締結するよう支援する。
 - ウ 企業等は、市町村等と防災協定などの締結に努め、積極的に防災訓練等地域との連携を図るとともに、地震・火災・事故等の災害が発生したときは、地域の要請を受け又は自主的・自発的に活動を行う。
 - エ 企業等は、県が主催する防災等に関する研修会に積極的に社員又は従業員が出席するよう努め、社員又は従業員に対し、防災知識の普及に努める。

4 登録基準等

- (1) 登録基準は、次のとおりとする。
 - ア 別紙地域防災サポートメニューの中から企業等が、実際に可能な防災・救援活動等を選定すること。
 - イ 地域の実状に合った、自主的かつ具体的な取組であること。
 - ウ 過去3年間に於いて、関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (2) 県は応募のあった企業等を調査し、取組の内容を確認する。

- (3) 登録の有効期間は2年間とする。ただし、県又は企業等から異議の申し出のない限り、有効期限はその後2年間延長するものとする。

5 経費の負担

この実施要領に伴い企業等が実施した防災・救援活動等に要した費用は、原則として企業等の負担とする。

6 登録の効果

- (1) 県は応募企業等が登録基準に適合すると認められるときは、当該企業等に登録証を交付する。
- (2) 県は、登録企業等を県ホームページ及び県広報媒体等を活用し広報する。
- (3) 登録された企業等は、登録を受けた企業等であることを対外的に広報できる。
- (4) 県は、登録企業等の具体的な取組に関し、必要に応じアドバイザーを派遣し、情報提供、指導又は助言などの支援を行う。

7 活動報告

- (1) 登録企業等は、平時での地域と連携した防災訓練などの防災活動や災害時の救助活動等を実施したときは、3月末までに県に報告する。
- (2) 県から活動報告等を求められたときは、速やかに県に報告する。
- (3) 他の模範となる地域の防災活動をした企業等は、県が顕彰するものとする。

8 登録内容の変更

- (1) 登録した内容に変更が生じた場合は、変更登録申請書を、速やかに県に報告するものとする。
- (2) 県は、登録内容を変更したときは、速やかに市町村等に通知する。

9 登録の取消し

- (1) 登録企業等に制度の運営上、重大な支障をきたすと判断される事態が生じた場合及び登録企業等からの登録廃止届出書の提出があったときは、県はその登録を取り消すことができる。
- (2) 登録を取り消された企業等は、遅滞なく県に登録証書を返納しなければならない。
- (3) 県は、登録を取り消したときは、速やかに市町村等に通知する。

10 様式その他の手続き

応募に必要な登録申請書等の様式及びその他の手続きは、危機管理課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月22日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年6月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。